

只木ゼミ後期第2問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護側の採用するB説は事後強盗罪の実行の着手時期を238条所定の目的をもってする暴行・脅迫の開始時点に求めると考えられるが、この考え方は窃取行為を実行行為と解したB説の根本原理と矛盾していないか。
- 5 2. 弁護側はa説及びy説の批判において、実行行為の一部ではないとしていながら窃盗の既遂是非で事後強盗罪の既遂是非を考えるのは非論理的であるとしているが、既遂是非の基準とすることはあくまでも結果に関する問題であるので、この点について非論理的な点は存在しないのではないか。